

要 望 内 容

回 答

Ⅷ 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを

◆災害に強いまちづくりを

265 防災担当職員を増員するなど、区役所の常時の防災体制を抜本的に強化し、消防署、土木事務所や、上下水道局、保健福祉センターなど行政区単位で各関係機関との連携を密にすること。

① 区役所・支所が地域の関係団体等と密接に連携し、地域の防災拠点としての役割を果たせるよう、平成24年度に各区・支所に地域防災係長を新たに配置しており、防災対応と選挙が重なった平成29年10月の台風21号のケースにおいても、的確に対応することができたものと考えております。

また、消防局や上下水道局等の関係部局も参画する地域防災係長会議の毎月開催や、行財政局防災危機管理室に兼職又は併任を命じている各局の庶務担当部長等や各区・支所の地域力推進室長をメンバーとする防災危機管理室担当部長会の定期開催により、局区・支所間の連携強化に努めております。

こうした平常時の取組に加えて、災害時の区・支所の体制強化のため、平成26年度からは、京都市災害活動体制1号と2号との間に、建設局独自基準として「土木2号」を新設し、職員の動員・配置の前倒しを行っており、土木2号体制の発令に伴い、建設局の本庁職員を各土木事務所へ自動的に配置するとともに、京都市災害対策本部及び各区・支所対策本部にも、事前に指定した情報連絡員（リエゾン）を派遣し、関係機関との連携を強化しております。また、平成27年度に京北出張所での京北地域在住職員による動員体制を整備したことに加え、平成28年3月に策定した「共汗で進める新たな区政創生」において、災害発生時における区局を越えた体制等の整備を掲げており、雨水災害や土砂災害等への取組を更に強化することとしております。

具体的には、区・支所災害対策本部における初期活動要員を確保するため、勤務時間外及び休日における活動体制3号以上発令時に、配置人員の基準である「職員の1/2程度」が参集するまでに相当程度時間を要する区・支所において、当該区に在住する本庁職員を派遣することで、災害発生時における応援体制を構築しております。

② 引き続き、地域の自主防災組織等や関係機関と連携しながら、防災の取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	265
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等) 平成28年3月 「共汗で進める 新たな区政創生」策定</p>		

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 6 食料・飲料水備蓄の拡充，自家発電機，通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。</p>	<p>① 避難所運営資機材については，従来の非常用発電機や可搬式照明器具等の配備に加え，平成26年度からは，新たにカセットコンロ，ガスボンベ及びワンセグ付ラジオを配備し，必要に応じて，テレビ視聴を可能とする設備（屋内用テレビアンテナ）を配備してまいりました。</p> <p>② 食料や飲料水，生活必需品については，避難者のより近くに備蓄するとの考えの下，避難所に指定している市立小中学校等（175箇所），福祉避難所（67箇所）や観光客等帰宅困難者のための緊急避難広場（32箇所）での備蓄を行っております。また，平成29年11月には，熊本地震等において，道路の途絶等により山間部の避難所への支援物資の供給が滞った経験を踏まえ，新たに鉄道輸送用コンテナを用いた災害用備蓄倉庫を大原中学校（左京区）に設置しました。</p> <p>平成30年度も引き続き「京都市備蓄計画」に定めた備蓄目標の達成に向けて，食料や飲料水，生活必需品等の備蓄に努めてまいります。</p> <p>③ さらに，大規模災害発生時に，本市単独での物資の供給が困難な場合に備え，百貨店，コンビニ，飲料メーカーをはじめとする民間事業者や，他の自治体等と，物資の供給や応急給水活動など，様々な分野にわたる協定を締結しており，今後も，公的備蓄を補完できる体制の充実を図ってまいります。</p> <p>④ 避難所については，引き続き，指定拡充に取り組むとともに，新たに指定した避難所への配備を進めてまいります。</p> <p>（平成30年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用備蓄物資等整備 57,277千円 ・ 地域防災計画推進費 18,758千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成26年3月 京都市備蓄計画策定</p>		

要 望 内 容

回 答

267 すべての学区・町内会単位で防災行動マニュアルとマップを策定し、住民への広報を徹底すること。随時必要な見直しを行い充実させること。

① 平成30年3月までに策定が完了する自主防災会（おおむね学区単位）における防災行動マニュアルについては、訓練等で実践・検証し、防災マップも含め、必要な見直しを行うことを指導するとともに、自主防災部（おおむね町内単位）における防災行動マニュアルや防災マップについても随時内容を確認し、必要に応じて修正するよう支援しております。

また、河川管理者（国及び京都府）により作成される想定最大規模の水害に係る洪水浸水想定区域、避難に関する情報等を市民に分かりやすく提供するため、「京都市防災マップ（水災害編）」の早期完成と配布に引き続き取り組んでまいります。

② 防災行動マニュアルに定められた災害時の避難行動のほか、各世帯の避難のタイミングや避難場所等について、各世帯で記入し、目に付くところに貼付することにより、日頃から災害時の行動を情報共有していただくための「我が家の防災行動シール」を作成し、平成29年9月から配布を開始しております。引き続き、多くの住民が参加される防災訓練において、消防職員から活用方法を説明しながら配布するほか、同職員が住宅への訪問防火指導時にシールの活用方法を説明するなど、様々な機会を通じて周知してまいります。

さらに、防災行動シールの活用方法を「暮らしのてびき」に掲載し、周知を図るとともに、平成30年度からは、区役所との連携の下、防災マップや防災行動シールをこれらの有効活用等を記載したチラシと併せて配布することで、より有効な周知に努めてまいります。

（平成30年度予算額）

・我が家の防災行動シール 2, 100千円

（経過・これまでの取組等）

平成27年 6月 「防災行動マニュアル作成のためのガイドライン」（冊子）を各自主防災会に配布、策定指導開始

（次ページに続く）

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	267
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成29年 9月 「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」作成・配布開始</p> <p><平成29年12月末現在の防災行動マニュアル策定状況></p> <p>地震編 227/227 自主防災会 (全自主防災会)</p> <p>水災害編 178/180 自主防災会 (想定浸水深50cm以上174 自主防災会及び任意6 自主防災会)</p> <p>土砂災害編 77/78 自主防災会 (土砂災害警戒・特別警戒区域がある自主防災会)</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	268
要 望 内 容	回 答		
268 地下鉄東西線御陵駅の浸水の原因となった安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早期の完成をめざすこと。	<p>① 京都府が管理する安祥寺川及び四宮川の改修については、早期に対策を講じる必要があることから、四宮川を京都府が、安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし、平成29年3月に両河川改修の前提となる河川整備計画の変更を行いました。引き続き、京都府と連携し、早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><京阪電鉄と連携して実施した浸水対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安祥寺川が溢れた場合に京阪京津線に水を流入させないように、氾濫地点付近に止水板（鉄扉）を設置 ・台風接近による警報発令時（大雨・洪水）における警戒体制の強化 ・御陵東中間ポンプ所のポンプ電源ボックス位置を冠水の恐れのない地上に移設 ・安祥寺川の氾濫等を即時に把握できるように、監視カメラを設置 		

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
2 6 9 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。	<p>① 排水機場の保守管理・運転監視業務については、平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの長期契約（3 箇年）で京都市都市整備公社に委託しておりますが、排水機場稼働時には、本市職員が現地に出動し、各排水機場の状況を把握するなどの対応を行っております。</p> <p>平成 3 0 年度からも同様に、平成 3 2 年度までの 3 箇年について業務を委託し、適切に対応してまいります。</p> <p>② 平成 2 8 年 4 月からは、排水機場集中監視システムの運用を開始し、ポンプの稼働状況や水位を一元的に把握するとともに、2 4 時間体制で監視を行うなど、監視体制を強化しております。</p> <p>（平成 3 0 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場維持管理 2 1 0 , 9 6 6 千円 ・排水機場維持補修 7 4 4 , 2 0 0 千円【政策的新規・充実】 		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	270
要 望 内 容	回 答		
270 中高層集合住宅の管理組合・自治会の防災活動計画づくりと災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。	<p>① 本市では、地域の実情に応じて世帯数の多い集合住宅などは、一つの自主防災部（おおむね町内会単位）として防災指導を行っており、自主防災部の防災行動マニュアルの作成についても支援しております。</p> <p>② 平成29年9月から、地震、水災害及び土砂災害発生時における共同住宅居住者の避難行動等を記入できる「防災行動ポスター」を配布しております。引き続き、ポスターの掲出により、防災行動マニュアルに基づく避難行動等を居住者に周知してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・我が家の防災行動シール 2,100千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成29年 9月 「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」配布開始</p>		

要 望 内 容

回 答

271 新「耐震改修促進計画」の2020年90%、2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。

- ① 住宅・建築物の耐震化については、「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」に基づき、公民が一体となって住宅・建築物の耐震化に取り組んでいるところです。
- ② 木造住宅及び京町家の耐震化支援については、平成30年度は、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の制定を踏まえ、京町家等耐震改修助成事業の助成限度額を引き上げる等の充実を図るとともに、引き続き、現行の「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を核にしながら、身近な「まちの匠」と自主防災組織等とが連携してまちの耐震化に取り組む地区を拡大させてまいります。
- ③ 特定建築物の耐震化支援については、耐震診断が義務化された大規模建築物、病院、避難所等の防災上重要な建築物及び防災上重要性の高い道路（緊急輸送道路、重要路線、避難路）沿道の建築物の耐震化の促進へ向けて、支援制度の運用及び普及啓発を継続して実施してまいります。
- ④ さらに、京都市建築物耐震改修促進計画において指定する重要な拠点施設等を結ぶ道路の沿道に位置し、地震により倒壊した場合に道路の通行を妨げるおそれがある建築物については、災害時の初動における緊急車両等の通行を確保するため、耐震診断の実施が義務付けられることから、府との連携の下、耐震診断に要する費用を助成する制度を平成29年度から開始しております。平成30年度からは、新たに耐震改修の計画作成及び工事の費用に対する補助を開始し、当該建築物の耐震化を促進してまいります。

(次ページに続く)

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成 3 0 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化対策 3 7 1, 2 8 7 千円 ・京町家を対象とした耐震化支援事業の強化 5 3, 9 0 0 千円【政策的新規・充実】 ・分譲マンションの耐震化対策事業 1 6, 0 0 0 千円 ・特定既存耐震不適合建築物の耐震化対策事業 4 1, 3 4 0 千円 ・既存耐震不適合建築物の緊急耐震化対策事業 1 4, 2 8 9 千円 ・修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業 2, 0 0 0 千円 ・要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）の耐震化対策事業 6 7, 5 0 3 千円【政策的新規・充実】 		

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	2 7 2
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 2 マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図り、助成件数を引き上げること。</p>	<p>① 分譲マンションの耐震化を促進するため、本市では、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助制度を実施しております。平成26年度からは、更に使いやすい制度とするため、耐震化の優先度の高いピロティ階のみの耐震改修工事を補助対象とするなど、制度の充実を図ってまいりました。</p> <p>② また、これらの補助制度をより多く利用いただくため、対象となる分譲マンションの管理組合や、関連業界団体に対する啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>③ 引き続き、関係部局が連携を図りながら、普及啓発を進め、分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・分譲マンションの耐震化対策事業 16,000千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	273
要 望 内 容	回 答		
<p>273 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋梁」92橋の内、第2次プログラムの耐震改修計画になる30橋については、早急に改修計画を具体化し改修すること。京都市域の「都市防災上重要な橋梁」以外の橋梁及び国の管理する橋梁についても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。</p>	<p>① 本市では、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」（第1期：平成24～28年度、第2期：平成29～33年度）に基づき、橋りょうの耐震補強及び点検結果に基づく老朽化修繕を実施しております。</p> <p>② 耐震補強については、対策を行う92橋のうち、プログラムを策定した23年度末時点で40橋の対策が完了しており、残る52橋を対象に対策を進めているところです。平成29年12月末現在では15橋の対策が完了し、第2期プログラムの完了により累計で32橋の対策が完了する予定です。</p> <p>③ 老朽化修繕については、対策が必要な426橋のうち、損傷が特に大きい橋りょう（35橋）及び緊急輸送道路の橋長15m未満の橋りょう（21橋）の対策を優先して進めているところです。平成29年12月末現在で32橋の対策が完了し、第2期プログラムの完了により残る24橋の対策が完了する予定です。</p> <p>④ 引き続き、橋りょう健全化の取組を着実に推進していくとともに、国補助金の確保に努めてまいります。</p> <p>（平成30年度予算額） ・橋りょう耐震補強，老朽化修繕 2,433,584千円【政策的新規・充実】</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成23年12月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」（第1期）の策定 平成29年 2月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」（第2期）の策定</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	274
要 望 内 容	回 答		
<p>274 要配慮者施設の応急対策について万全を期すこと。浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法，避難・誘導體制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において完了させること。</p>	<p>① 施設等への連絡については，京都市地域防災計画に基づき，指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等が発表された場合には，速やかに対象となる区域や行政区の要配慮者利用施設に情報の伝達を行うこととしております。</p> <p>② また，「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行され，浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内に位置し，地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設については，避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたところですが，本市においても関係部局で連携し，各施設の避難確保計画の内容の指導，作成状況の確認や点検等を行ってまいります。</p> <p>③ その他，災害の情報や災害時の対応等については，随時，各施設への情報提供を行っているほか，国からの照会に基づき，社会福祉施設等の基本情報や緊急連絡先等の把握を行っているところですが，今後も引き続き，情報提供や注意喚起を行いながら，各施設が計画作成や訓練を主体的に実施でき，緊急時の対応がより実効性のあるものとなるよう取組を進めてまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	275
要 望 内 容	回 答		
275 吊り天井について、既存建築物については定期報告による点検にとどまらず、京都市の立入検査も行い、早急に落下防止対策を指導し、改善すること。	<p>① 吊り天井については、定期報告の際に、現行基準に基づく状況把握や指導を行うとともに、事故防止に係る周知啓発を行っているところです。</p> <p>② 引き続き、定期報告制度を中心に状況把握と指導を進めるとともに、査察も含め、必要に応じて指導してまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	276
要 望 内 容	回 答		
<p>276 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。</p>	<p>① 本市の液状化の危険度の高い地域等については、「京都市第3次地震被害想定（平成15年10月策定）」において、京滋の8つの活断層による内陸型地震や南海トラフ地震（当時は東南海・南海地震を想定）が発生した場合における京都市域の液状化危険度を一定の手法に基づき判定し、策定した9つの地震ごとの「液状化危険度分布図（市全域図）」を本市ホームページにおいて公開し、市民、建設事業者等に周知を図っております。</p> <p>② 都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが、開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は、窓口での相談時等に、啓発文書により、液状化対策について検討するよう指導に努めております。</p> <p>また、ライフラインなどの対策については、京都BCP推進会議（京都府）に参画し、府内ライフライン事業者と共に、連携型BCPの取組などの効果的施策の検討、推進を図っております。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成15年10月 京都市第3次地震被害想定（策定） （液状化危険度分布図（市全域図）を策定） 平成23年12月 京都市防災対策総点検委員会の最終報告</p>		

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	2 7 8						
要 望 内 容	回 答								
2 7 8 引き続き、災害時に備えて、防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。	<p>① 新設公園の整備や既存公園の再整備の際には、地域からの要望を踏まえ、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の防災設備を必要に応じて整備するなど、災害時の避難場所として活用できるように防災機能の強化を図っているところです。引き続き、災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。</p> <p>(平成 3 0 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設整備 2 1 5, 6 5 1 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><平成 1 8 年度以降に防災設備を整備した公園 (平成 2 8 年度末時点) ></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>かまどベンチ</td> <td>5 8 公園 (6 6 基)</td> </tr> <tr> <td>防災ベンチ</td> <td>7 公園 (1 2 基)</td> </tr> <tr> <td>マンホールトイレ</td> <td>2 4 公園 (8 7 基)</td> </tr> </table>			かまどベンチ	5 8 公園 (6 6 基)	防災ベンチ	7 公園 (1 2 基)	マンホールトイレ	2 4 公園 (8 7 基)
かまどベンチ	5 8 公園 (6 6 基)								
防災ベンチ	7 公園 (1 2 基)								
マンホールトイレ	2 4 公園 (8 7 基)								

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	279
要 望 内 容	回 答		
<p>279 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。 元学校も含め、避難所に指定されている学校の体育館について冷暖房を完備すること。</p>	<p>① 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、平成25年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、必要な対応を検討し、実施してまいります。</p> <p>② 体育館の空調設備については、設置費用のみならず、光熱水費、維持管理・修繕経費等のランニングコストを含め多額の経費を要するため、体育館が地階にあるなど通風が十分に確保できない場合等を除き、原則として設置していません。</p> <p>③ 一方、緊急避難施設として役割が果たせるよう、現在、体育館のリニューアル・改築時にあわせて、太陽光発電機や停電対応蓄電池、防災備蓄用床下収納、更衣室内シャワーユニットなど設置する小中学校体育館防災機能強化等整備事業に取り組んでおり、引き続き計画的に進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施</p> <p>平成26年度 活用の見込みがある施設（元春日小・元貞教小）以外の体育館・講堂について、非構造部材の専門家による点検を実施 元聚楽小（全棟）の耐震改修工事完了</p> <p>平成27年度 元堰源小（体育館）、元有隣小（体育館）について、耐震補強工事を実施</p> <p>平成28年度 元有隣小（校舎）について、耐震補強工事を実施</p> <p>平成29年度 元生祥幼（園舎・木造）について、耐震補強工事を実施</p>		

要 望 内 容

回 答

280 地下街，地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を，全庁的体制で行うこと。

- ① 地下街等の地下施設の浸水対策については，副市長を本部長とする京都市「雨に強いまちづくり」推進本部において，「雨に強いまちづくり」推進行動計画を作成し，ハード対策として，雨水幹線等の整備を進めることにより浸水安全度の向上を図るとともに，ソフト対策として，地下施設の管理者による避難確保・浸水防止計画の作成や地下施設管理者等の連携による浸水時避難誘導訓練の実施などを支援しており，引き続きハード・ソフトの両面から全庁的な取組を進めてまいります。
- ② 地下鉄における浸水対策については，ハード面では，出入口を前面の歩道より高くするとともに，全駅に土のうを配備しております。加えて，これまでから100年に1回程度の大雨を想定して国や府が策定した「浸水想定区域図」をもとに，浸水時に浸水が50cm以上となる又は地形上浸水が深くなると想定された5駅14箇所の出入口及び鴨川に近接している三条京阪駅の出入口2箇所に止水板を設置してまいりました。
- さらに，ゲリラ豪雨など，昨今の想定を超えた災害の発生を踏まえ，これまでの被害想定を見直し，現地点での最大規模の被害を想定して策定されている「京都市防災マップ」において，50cm以上の浸水が想定される区域にある出入口や，過去の履歴から内水氾濫の危険性のある出入口12駅31箇所について，平成28年度から31年度までの4年間で止水板の新設又は補強を計画的に行い，浸水対策の強化を図ることとしており，平成30年度は，京都駅の出入口6箇所に止水板を設置してまいります。
- ③ また，ソフト面では，「大雨・洪水警報発表時の取扱い」などのマニュアルを定めるとともに，駅職員が適切に対応できるよう，土のうの取扱訓練などを実施しております。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	280
要 望 内 容	回 答		
	<p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駅出入口浸水対策工事 49,370千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>< 駅出入口浸水対策工事 ></p> <ul style="list-style-type: none">平成28年度 二条城前駅など6駅11箇所平成29年度 東野駅及び京都市役所前駅の2駅3箇所(予定)		

要 望 内 容

回 答

281 災害時におけるボランティア募集・受入については、登録していなくても受け入れられる体制をつくること。

- ① 災害時におけるボランティアの募集及び受入れについては、京都市災害ボランティアセンターにおいて、公募等によって広くボランティアを受け入れることとしており、事前登録を要件としておりません。
- ② しかしながら、大規模災害が発生した際に迅速かつ安定的に災害ボランティアを派遣していくには、人材育成等の体制充実を図る必要があるため、今後は、被災地での活動を想定し、実際に支援を受けた被災地の方やボランティア参加者の経験談、専門家の講義等を取り入れた事前研修を実施し、災害ボランティアの育成に取り組んでまいります。
- ③ また、実際に大規模災害が起こった際には、速やかに先遣隊を派遣して現地の被害状況及びボランティアの要請状況等を把握するとともに、現地のニーズに合わせて、事前研修の受講者及び京都市社会福祉協議会とパートナーシップ宣言を表明している市内大学の学生等を中心に、公募したボランティアを派遣してまいります。さらに、派遣終了後は、事後報告会や伝達研修を開催し、支援者同士のネットワークの構築を図ってまいります。

(平成30年度予算額)

- ・京都市災害ボランティアセンター運営 2,000千円
- ・災害ボランティアの育成 2,000千円【政策的新規・充実】

(経過・これまでの取組等)

<他都市>

- ・平成28年熊本地震 先遣隊派遣，ボランティア派遣 (全3クール，48名)
- ・平成29年九州北部豪雨 " (全2クール，33名)

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	282
要 望 内 容	回 答		
<p>◆安全安心の消防活動を 282 避難所施設及び消防分団詰所・防災機材格納庫の耐震対策を、財政措置を含め、市の責任において早期に完了すること。</p>	<p>① 京都市建築物耐震改修促進計画の対象となっている市有建築物（市営住宅を除く。）で、避難所を含む防災活動拠点となる施設のうち、耐震改修が必要な建築物の大半は耐震改修等の計画を策定しております。今後も、施設所管局と連携し、これらの計画の実現に取り組み、市有建築物の耐震対策の早期完了に努めてまいります。</p> <p>② 避難所に指定されている学校施設についても、学校統合等特別の事情のある学校を除き、平成23年度までに耐震化を完了しており、閉校施設についても、平成25年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえつつ、順次、耐震化を進めてまいります。</p> <p>③ 消防団施設の耐震化については、消防団施設の補助金制度の優先的な活用によって促進を図っており、耐震化が必要な消防団施設56施設のうち、46施設で耐震化工事が完了しております。さらに、平成29年2月からは、2施設の耐震化工事に着手しております。</p> <p>平成30年度は、残る8施設の耐震化に向け、消防署が該当分団と地域関係者の間に入り、調整を図るなど、積極的にサポートしてまいります。</p> <p>なお、防災器材格納庫については、耐久性のある物置を配備しております。</p> <p>（平成30年度予算額） ・消防団施設新築等補助金 25,000千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	283
要 望 内 容	回 答		
<p>283 災害に強いまちづくりをすすめるため、災害時協力井戸、防災器材格納庫、飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすこと。</p>	<p>① 災害時協力井戸は、大規模災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、地域住民に生活用水として提供することを目的としており、京都市情報館等を通じて登録の呼びかけを行い、個人や事業者が所有する井戸を登録いただいております。</p> <p>登録いただいた井戸の所有者の方には、玄関等に掲示する「災害時協力井戸」の表示プレートを交付し、地域住民への周知を依頼しております。また、防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」では、地図上で井戸のおおまかな位置、学区名や町名等を御覧いただけるようになっております。</p> <p>② 自主防災組織用器材の格納庫については、地域での自主的な整備を促すきっかけ作りのために各学区に整備したものであり、今後も訓練などで活用し、自主的な整備が進むよう働き掛けてまいります。</p> <p>③ 飲料水兼用型耐震性貯水槽については各行政区に設置済みであり、現在のところ充足していると考えております。今後も地域の方々に訓練などで使用していただくことにより、災害時の対応力が向上するよう引き続き取り組んでまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	284
要 望 内 容	回 答		
284 消防職員の削減計画は撤回すること。	<p>① 本市の人口当たりの消防職員数は、他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>② 年々増加する救急要請への対応や、近年の集中豪雨など、多様化する災害への対応が必要となる一方、耐火建物の増加や住宅用火災警報器の普及など、火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから、消防戦術の見直しや消防隊等の部隊配置の適正化等に取り組んでおります。</p> <p>③ 今後も、市民サービスの維持に努めつつ、災害需要の変動も見据えながら、人員配置の効率化に取り組んでまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	285
要 望 内 容	回 答		
285 消防車両，消防職員，消防団など，装備・人員の両面で増強すること。	<p>① 消防活動態勢の強化を図るため，総合的な見地から消防の装備及び機能を増強し，また集約するなど，適切な消防力の確保に努めております。 また，近年の救助事故の増加に対応するため，平成29年10月に北野消防出張所の救助隊を紫明消防出張所に配置し，市北部地域の救助体制の強化を図りました。今後も引き続き，市内の救助隊の適正配置を進めてまいります。</p> <p>② 消防団については，平成29年度に女性消防団員防火安全指導隊を創設し，高齢者へのきめ細かな防火指導など，女性団員の活躍を広くアピールしながら，女性をターゲットにした入団促進に取り組んでおります。</p> <p>③ 将来の地域防災の担い手である子どもたちが消防団に親しみを持つことで，将来的な入団のきっかけとなるよう，消防団員による少年消防クラブへの指導体制を構築してまいります。</p> <p>④ 平成30年度以降も引き続き，若手を中心とした消防団充実強化実行チームをはじめ，各消防団の自主的で創意工夫に満ちた取組を全力でサポートし，消防団員の確保に取り組むとともに，消防団の活動に即した装備の整備にも努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団管理 309,000千円 (うち京都市ジュニア消防団の創設 1,000千円【新規】) ・消防団車両整備 23,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 4月 退職報償金の引上げ(一律5万円増) 消防団充実強化実行チームを結成</p> <p>平成26年 6月 全団員へのライフジャケットの配備完了</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	285
要 望 内 容	回 答		
	10月	消防団フェイスブックを開設 京都市消防団協力事業所表示制度を創設	
	11月	第1回京都市消防団フェスタを開催	
平成27年	4月	報酬制度を創設 京都市学生消防団活動認証制度を創設	
	11月	第2回京都市消防団フェスタを開催	
平成28年	6月	入札格付において、消防団協力事業所認定者に対して加点する 優遇措置を開始	
	11月	第3回京都市消防団フェスタを開催	
平成29年度		女性消防団員防火安全指導隊の設置 (女性消防団員218名が参加) 活動内容を特化した本団付け消防団員の導入	
		・北消防団に「予防広報班」を設置し、「RADIO MIX KYOTO FM87.0」のパーソナリティ2名が入 団	
		・右京消防団に「京北応援隊警防班」を設置し、京北地域消防 団OB10名が入団	
		・右京消防団に「京北応援隊予防救護班」を設置し、京北地域 初となる女性2名が入団	
	11月	第4回京都市消防団フェスタを開催	

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	286
要 望 内 容	回 答		
286 すべての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。	<p>① 平成27年度、予備活動服として1,000着を購入し、各分団に支給するとともに、退団者の活動服を予備活動服として再利用する制度を開始しました。</p> <p>② 平成29年度、各消防団に活動服の2着目貸与の希望調査を実施し、希望者を対象に合計1,000着を購入し、貸与する予定です。</p> <p>③ 今後も希望調査を実施し、活動服の購入を進めるとともに、退団者の活動服を再利用することにより、早期の2着目貸与を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・消防団給貸与品費 48,000千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	287
要 望 内 容	回 答		
287 消防団員の処遇の改善にっそう努め、団員確保のために努力すること。消防団の運営費を増額すること。	<p>① 消防団員の処遇については、平成26年度の退職報償金引上げ、平成27年度の報酬制度創設により改善を図ってきており、団運営費についても、平成27年度に増額しました。今後も、団員確保を見据えながら、退職報償金、報酬、団運営費の確保に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団管理 309,000千円 ・消防団員報酬 170,000千円 ・消防団員手当 162,000千円 ・消防団運営 42,000千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成26年 4月 退職報償金の引上げ(一律5万円増)</p> <p>平成27年 4月 報酬制度の創設 災害出動手当の引上げ(活動5時間以上は7,000円) 団運営費の増額(各本部5万円増,各分団1万円増)</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	288
要 望 内 容	回 答		
288 水防団員の処遇改善と、団員確保のために努力すること。	<p>① 水防団員の出動手当の引上げ等の処遇改善については、全国的な水準と概ね同等のものとなっていると考えておりますが、経済動向等を勘案しながら検討してまいります。また、水防団員が水防活動に従事する際に必要な物資について、救命胴衣を全団員へ配備するとともに、平成26年度以降、毎年各水防団員に配布しておりました雨衣についても、必要数の配備が完了したため、平成29年度からは、新たにヘッドライトを配布しており、引き続き、活動環境の充実に努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・水防事務組合負担金 14,489千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成25年度 救命胴衣の全団員への配備完了 平成26年度 各水防組合に雨衣上下22着ずつ配布 平成27年度 各水防組合に雨衣上下22着ずつ配布 平成28年度 各水防組合に雨衣上下20着ずつ配布 平成29年度 各水防事務組合にヘッドライト21個ずつ配布 (澗川右岸水防事務組合、桂川・小畑川水防事務組合) 澗川右岸水防事務組合、桂川・小畑川水防事務組合において、毎年3月に水防定例会(予算議会)、5月に合同水防訓練、7月に水防協議会、11月に水防定例会(決算議会)及び水防研修会を実施</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	289
要 望 内 容	回 答		
289 消防署，消防出張所の移転・整備に際しては，消防力の後退をまねかないこと。	① 消防署，消防出張所の移転・整備に際しては，本市全体における消防活動態勢の強化を図るため，総合的な見地から消防の装備及び機能を増強し，また集約するなど，適切な消防力の確保に努めてまいります。		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	290
要 望 内 容	回 答		
290 閉鎖された大宮消防出張所を復活すること。北消防署の移転にあたっては、大宮交通公園以外の場所を確保すること。	<p>① 大宮消防出張所の廃止については、平成29年度に近隣消防署所の消防力を増強するなど、北区及び上京区の消防力を適切に維持したうえで行ったものであり、復活の予定はありません。</p> <p>② 北消防署については、竣工から60年となり、建物の老朽化が著しく、また、用途地域や敷地の形状から現在地での建て替えが困難な状況となっていることから、世帯数及び人口が増加している北区北部地域における消防警備バランスを考慮し、大宮交通公園の敷地内へと移転することとしました。</p> <p>新たな消防署については、公園と一体化し、防災機能の強化を図るとともに、市民に開かれた消防署となるよう整備を進めてまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	291
要 望 内 容	回 答		
291 自主防災会への補助金を増額すること。	<p>① 自主防災組織活動助成金については、地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚及び平常時における自主防災組織の活動促進を目的に、年間5万円を上限として、防災訓練に必要な物品の購入や、防災知識の普及啓発などに活用いただいております。また、公設消防隊の到着に時間を要する北部等山間地域の自主防災会に対しては、初期消火活動に必要な器材の整備に助成金を交付しております。（1箇所につき1/2以内、上限4万円）</p> <p>② 自主防災組織の活動に対しては、助成金の交付のほか、標旗の交付、防災器材等の修繕、訓練指導や研修の実施、防災行動マニュアル策定支援などを実施しており、いざというときに活動できる人づくり、組織づくりに引き続き努めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額) ・自主防災組織活動助成金 11,350千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 昭和62年度 活動助成金交付事業開始（1自主防災会当たり3万円） 平成8年度 活動助成金交付増額（3万円→5万円） 平成8・9年度 自主防災組織用器材の緊急整備事業（各自主防災会に1セット） 平成10年度 自主防災リーダー養成事業開始（～平成25年度） 平成12年度 身近な地域の市民防災行動計画づくり開始 平成15年度 「自主防災活動ファイル」配布 平成19年度 住宅用火災警報器設置促進活動助成金 （1自主防災会当たり2万円（～平成22年度）） 平成20年度 北部等山間地域自主防災組織消火活動整備助成事業開始 平成23年度 地域の集合場所明示シール全戸配布 平成24年度 自主防災トッパーリーダー養成研修（自主防災上級研修）開始 （～平成27年度） （次ページに続く）</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	291
要 望 内 容	回 答		
	平成27年度	防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布 防災行動マニュアル策定指導開始	
	平成29年度	「我が家の防災行動シール」及び「防災行動ポスター」配布開始	

要 望 内 容

回 答

◆安心して住み続けられるまちづくりを

292 空き家対策計画の策定については以下の内容に力を入れること。

- ・老朽危険家屋等による住環境阻害への対策を強めること。区役所・支所の相談窓口にて、解決に向けて具体策を講じる権限と人員を配置すること。
- ・危険家屋の解体補助制度は、予算と体制を増やして対応すること。
- ・空き家を活用した市営住宅を整備し、低所得者の住宅を確保すること。

① 本市の空き家対策は、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、地域の居場所や芸術家の住まい・制作場所等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用の促進、さらには、空き家の適正な管理、跡地の活用といった総合的な取組を、京町家保全・活用事業及び密集市街地・細街路対策と連携させながら推進しております。

② 平成29年度は、地域の空き家相談員など、民間の専門家のサポートも得ながら、空き家調査、セミナー、相談会等の取組を地域主体で実施する地域の拡大を図るほか、管理不全空き家に係る調査を効率的に実施するために民間事業者を活用して所有者の異動状況調査及び空き家の現況調査を実施するとともに、区役所・支所との連携の下、管理不全空き家の所有者に対して自主改善を求める指導等を強力・迅速に進めているところです。

③ また、密集市街地・細街路の老朽木造建築物の除却費用を補助する「老朽木造建築物除却事業」を実施しております。

④ 市営住宅においては、年間700戸を越える公募を行い、住宅困窮者の住宅の確保に努めております。一方で、民間の空き家を活用した低所得者の住宅については、平成29年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が改正施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設されたことから、現在、京都市住宅審議会において、今後の住宅セーフティネットの基本的な考え方や方向性について審議いただいているところです。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答	NO.	292																												
要 望 内 容	回 答																													
	<p>⑤ 平成30年度は、放置されている空き家の活用を更に促進する抜本的な対策を構築するため、新たに、空き家の戸数、状態、需給の状況等を把握するための実態調査を実施するとともに、有識者会議において、住宅用途以外での空き家活用の方策や税の制度・運用の在り方などについて検討するなど、総合的な空き家対策を一層推進してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策推進事業 140,181千円【政策的新規・充実】 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>事業内容</p> <p>持続可能な都市の構築に資する空き家の更なる活用促進に向けた調査・検討</p> <p>空き家に関する普及・啓発</p> <p>総合的なコンサルティング体制の整備</p> <p>地域連携型空き家対策推進事業</p> <p>空き家活用促進のための支援事業</p> <p>法・条例に基づく指導、勧告、命令等の適正管理対策</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット住宅供給促進モデル事業 13,400千円【政策的新規・充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><空き家対策の推進></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">平成25年</td> <td style="width: 15%;">7月</td> <td style="width: 55%;">「総合的な空き家対策の取組方針」の策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成26年</td> <td>4月</td> <td>「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を施行</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>区役所に通報窓口を設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地域の空き家相談員の登録開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6月</td> <td>空き家活用・流通支援等補助金の創設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7月</td> <td>京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9月</td> <td>専門家派遣制度の実施</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>			平成25年	7月	「総合的な空き家対策の取組方針」の策定		平成26年	4月	「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を施行				区役所に通報窓口を設置				地域の空き家相談員の登録開始			6月	空き家活用・流通支援等補助金の創設			7月	京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設			9月	専門家派遣制度の実施
	平成25年	7月	「総合的な空き家対策の取組方針」の策定																											
	平成26年	4月	「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を施行																											
			区役所に通報窓口を設置																											
			地域の空き家相談員の登録開始																											
		6月	空き家活用・流通支援等補助金の創設																											
		7月	京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設																											
		9月	専門家派遣制度の実施																											

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	292
要 望 内 容	回 答		
	平成27年 4月 12月	代執行による管理不全空き家の除却の実施 「京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例」 を改正	
	平成28年 4月	固定資産税納税通知に併せた空き家に係るチラシの 送付	
		7月 京都市空き家等対策協議会の設置	
		8月 マイホーム借上げ制度及びおまかせ借上げ制度活用 促進補助金の創設	
	平成29年 1月	代執行による管理不全空き家の除却の実施	
		3月 「京都市空き家等対策計画」の策定	
		4月 固定資産税納税通知に併せた空き家に係るチラシの 送付	

要 望 内 容

回 答

293 市営住宅の管理戸数を減少させる「市営住宅ストック総合活用計画」は見直すこと。

- ・市営住宅の新規建設を行うこと。
- ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで戸数を減らさないこと。集約等については、耐震改修または建替等を行い、跡地売却はしないこと。また、公募戸数を増やすこと。
- ・空き部屋整備を進め、公募戸数を増やすこと。単身者住戸の拡充、シェアハウスの利用など、公募対象を柔軟に決定すること。
- ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け戸数を市内全域に増やすこと。
- ・耐震改修、エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
- ・障害者向け住宅については、入居者負担ではなく市の負担で、障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- ・耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、全額市の負担で改修・取り換えを行うこと。
- ・中層住棟入居者の低層への住み替えについては、新たな敷金・保証人を求めないこと。
- ・名義承継にあたっては、新たな保証人を求めないこと。

- ① 公営住宅については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、必要最小限の建て替え、計画的な集約を行うとともに、既存住棟を長く有効に活用するため、適切な維持管理と、耐震改修やエレベーター設置等の改善を進めてまいります。
- ② 改良住宅で発生した空き家については、地域コミュニティの活性化を進め、併せて、ストックとしての有効活用を図るため、適宜、一般公募を実施しております。
改良事業で、不良住宅が密集する地区の住環境改善のために、従前居住者向けに住宅を供給するという目的を果たした改良住宅の空家や集約後の跡地については、地域コミュニティの活性化や魅力あるまちづくりに資するよう、有効活用を進めてまいります。
- ③ 単身者向け住宅の公募については、高い応募倍率が続く状況を踏まえ、空き家整備を引き続き進めるとともに単身者向けに建設した住戸に加え、小規模な世帯向け住戸も単身者向けに提供し、公募戸数の確保等に努めてまいります。
- ④ 市営住宅における入居収入基準額については、京都市住宅審議会から、「最低居住水準の住宅を確保することが困難な収入の上限額」として答申を受けた収入基準額に基づき、京都市市営住宅条例において定めており、入居収入基準額の引き上げは、現時点では考えておりません。
一方で、中学校修了前の子どもがいる世帯等、特に居住の安定を図る必要がある者等については、裁量階層に位置づけており、本来の収入基準（月額158,000円）を月額214,000円まで引き上げております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

さらに、子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸の供給については、平成29年度には、醍醐中山団地、久我のもり団地においても子育て世帯向けリノベーション住戸の供給を図る等、新たな地域での実施に取り組んでおります。

- ⑤ 耐震改修及びエレベーターの設置等については、同時に実施することにより改善工事に係る入居者の負担軽減に努めております。なお、エレベーター設置等の改善事業を実施した場合には、国の通知で定められた算出方法に基づき、改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することになります。

高齢者等対応住戸改善についても、高齢者等に適切な住環境を提供していくため、引き続き取り組みを進めてまいります。

- ⑥ 本市では、車いすを利用されている方向けの住戸を整備する一方で、その他の住戸に関しては、バリアフリーに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき、標準的な仕様で整備しており、入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については、入居者の負担により実施していただくこととしております。

なお、平成29年3月からは、車いす専用住宅の和室の段差解消を行った場合には、原状回復を請求しないこととしております。

- ⑦ 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕については入居者負担としております。

なお、平成25年度から、入居者の負担軽減を図るため、設置後10年以上経過した風呂釜については、修繕負担区分を公費負担に見直しております。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

⑧ 市営住宅の住宅変更は、従前の住戸を明渡し、新たな住戸に入居していただく制度であり、敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものであるため、住み替え前の住戸の敷金は精算し、新たな住戸の敷金の納付をお願いしております。

また、保証人も同様に新たな住戸への入居であることから、再度審査をさせていただいておりますが、入居者等の状況も踏まえ、京都市市営住宅保証人事務取扱要綱に基づき、保証人の資産要件、保証人の免除についての取扱いを緩和しております。

⑨ 名義承継は、前名義人が死亡又は退去された場合に新名義人が名義を承継する制度であり、新たな賃貸借契約となるため、保証人についても、新たに必要となりますが、保証人については、入居者等の状況も踏まえ、京都市市営住宅保証人事務取扱要綱に基づき、保証人の資産要件、保証人の免除についての取扱いを緩和しております。

(平成29年度2月補正予算額)

・市営住宅改善事業 109,000千円

(平成30年度予算額)

・市営住宅における子育て世帯向けのリノベーション住戸の供給 277,910千円
 ・市営住宅改善事業 5,683,720千円
 ・市営住宅管理運営 4,216,073千円

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	293
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><京都市市営住宅条例について></p> <p>平成24年 4月 公営住宅法の一部改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行）（事業主体が条例で入居収入基準額を制定することとなった。）</p> <p>平成24年 5月 京都市住宅審議会に諮問 8月 京都市住宅審議会からの答申 10月 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の公布</p> <p>平成25年 4月 改正後の京都市市営住宅条例の施行</p> <p><団地再生事業／平成30年度対象事業分></p> <p>建替及び集約が必要な住棟を含む団地について、「団地再生計画検討団地」と位置付け、総合的に団地内の各住棟の活用方針を検討して団地再生計画を策定し、事業を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八条市営住宅 <p>平成27年 9月～平成28年 3月 団地再生事業における民間活力導入可能性の調査</p> <p>平成28年 6月～平成30年 3月 団地再生事業における事業手法の検討等</p> <p>平成29年10月～平成30年 1月 事業者選定に係る入札を実施 平成30年 1月 落札者を決定</p> ・楽只市営住宅 <p>平成26年 7月～平成27年 6月 耐震改修，エレベーター設置，浴室設置基本設計・実施設計 (11, 12号棟) (次ページに続く)</p> 		

要 望 内 容

回 答

平成26年 8月～平成27年 3月	更新棟基本計画
平成27年 7月～平成28年10月	更新棟基本設計・実施設計
12月～平成29年 3月	耐震改修, 浴室設置基本設計・ 実施設計 (13～15号棟)
平成28年 6月～平成29年 5月	耐震改修, エレベーター設置, 浴室設置工事 (11, 12号棟)
平成29年 7月～平成30年12月	更新棟新築工事
・崇仁市営住宅	
平成27年 7月～平成28年 4月	芸術大学移転に伴う更新棟基本 計画・基本設計
平成28年 5月～平成29年 3月	崇仁南部地区団地再生計画に 係る基礎調査及び土地利用計画 検討
平成28年 8月～平成29年10月	芸術大学移転に伴う更新棟実施 設計
平成29年 5月～平成30年 3月	崇仁南部地区団地再生計画検討
平成30年 2月～平成31年 9月	芸術大学移転に伴う更新棟新築 工事

<改善事業／平成30年度対象事業分>

市営住宅ストックを長期間有効に活用するための改善事業を実施。京都市ストック総合活用計画策定時（平成23年2月）と比較して、平成30年1月末現在、耐震化率は約56%から約75%、エレベーター等設置率は約51%から約57%へ向上

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

- ・醍醐南市営住宅
 平成25年12月～平成26年10月 耐震改修，エレベーター設置
 基本設計・実施設計
 (1～12号棟)
- 平成28年 2月～平成29年 3月 耐震改修，エレベーター
 設置工事
 (10～12号棟)
- 平成29年 5月～平成30年10月 耐震改修，エレベーター設置
 工事
 (1～9号)

- ・檜原市営住宅
 平成25年12月～平成27年 3月 耐震改修，エレベーター設置
 基本設計・実施設計
 (1～13号棟)
- 平成28年 1月～平成28年10月 耐震改修，エレベーター
 設置工事
 (3, 4号棟)
- 平成29年 4月～平成30年 3月 耐震改修工事，エレベーター
 設置工事
 (1, 2, 7, 8号棟)

- ・大受市営住宅
 平成24年10月～平成25年 3月 耐震改修実施設計 (3号棟)
- 平成25年 9月～平成26年 3月 耐震改修工事 (3号棟)
- 平成29年 3月～平成30年 3月 耐震改修実施設計
 (1, 2号棟)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	294
要 望 内 容	回 答		
<p>294 八条団地の再生事業は、PFI事業ではなく、市の責任で進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う移転については、住民の合意と納得の上で進めること。可能な限り団地内移転で進めること。 ・付帯事業用地は、にぎわい施設ではなく、管理戸数現行295戸を減らさず戸数の維持・確保を優先すること。 	<p>① 八条市営住宅団地再生事業については、八条市営住宅団地再生事業検討委員会において事業内容や事業手法、事業者提案の審査基準等について審議を行い、PFI手法で実施することに決定し、同委員会の審査を経て落札者を決定しました。</p> <p>今後、平成30年5月の契約締結に向けて、事業者との協議を進めてまいります。</p> <p>② 工事に伴う一時的な移転については、入居する全世帯に対して個別訪問を実施し、丁寧に説明を行い、個別事情を考慮したうえで進めてまいります。</p> <p>③ 付帯事業用地については、ファミリー向け分譲マンションを建設し、若年層世帯や子育て世帯等呼び込むことで、地域の活性化を図ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

295 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。利便性の向上やバスの増便、その他の方法により、交通問題の解決と結んで活性化をはかること。

① 洛西・向島の両ニュータウンにおいては、少子高齢化や人口減少が急激に進行し、活力が低下しており、この状況を打破するための様々な分野の活性化策として、学識経験者や地域住民、関係事業者等が協議・検討し、平成29年3月、「洛西ニュータウンアクションプログラム（以下「洛西AP」といっております。）」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「向島MV」といっております。）」が取りまとめられました。

② 現在、「洛西AP」及び「向島MV」に基づき、「子育て」、「高齢者」、「住まい」、「地域コミュニティ」等の様々な分野において、地域住民、事業者、大学、行政などがそれぞれ主体となり、連携を図りながらニュータウンの活性化に係る取組を推進しております。

平成30年度については、洛西ニュータウンにおいては、平成29年度中に作成する整備素案を踏まえた、洛西竹林公園子どもの楽園（仮称）の基本設計・実施設計を進めるとともに、その運営体制についての検討やサブセンターの活性化に向けた方策等の検討を進めてまいります。また、向島ニュータウンにおいては、中国帰国者等と住民の交流促進の手法等に関する検討支援等を進めてまいります。

③ 交通利便性の向上については、「洛西AP」においては「洛西ニュータウンの活性化につながる新たな公共交通システムの検討」が取組項目として掲げられております。また、「向島MV」においても「既存路線バスの利便性向上に向けた取組」及び「ニュータウン内の新しい交通機能の検討」が掲げられており、いずれも住民や事業者等と連携しながら検討していくこととしております。

（平成30年度予算額）

・ニュータウンの活性化に係る取組の推進

34,500千円【政策的新規・充実】

（次ページに続く）

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	295
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><洛西APに係る取組> (12月末時点)</p> <p>平成29年度 「洛西NTアクションプログラム推進会議」の開催 (第1回:5月,第2回:8月,第3回:11月) 各テーマ別の「ワーキンググループ」開催(延べ27回開催) 「洛西ニュータウンまちづくり通信」の発行 (第6号:7月,第7号:9月,第8号:12月) 「洛西竹林公園子どもの広場ワークショップ」の開催 (第1回:10月,第2回:12月) 「ネイチャーパーク@らくさい」の開催 (第1回:11月) 「らくさいスマートサイクリング」の実施(11月) 洛西ニュータウンにおける地域団体活動ステップ アップサポート助成事業の募集(募集:6~7月, 交付決定:9月)</p> <p><向島MVに係る取組> (12月末時点)</p> <p>「向島まちづくりビジョン推進会議」の開催 (第1回:4月,第2回:7月,第3回:11月) 各テーマ別の「ワーキンググループ」開催(延べ29回開催) 「向島まちづくり通信」の発行(第7号:5月, 第8号:8月,第9号:12月) 「向島ニュータウンのこれからを話し合う集い」の 開催(第3回:7月) 向島ニュータウンにおける地域団体活動ステップ アップサポート助成事業の募集(募集:6~7月, 交付決定:9月)</p>		

要 望 内 容

回 答

296 洛西ニュータウンについては、既存鉄道と接続する新たな鉄軌道等の整備で市内中心部へのアクセスをよくすること。ニュータウン内を循環するバスや、近隣地域とをつなぐ巡回バス等を運行すること。

① 「歩くまち・京都」総合交通戦略の下、洛西地域を運行する全てのバス事業者、鉄道事業者で構成する洛西ワーキング（※）の取組として、鉄道との乗継を考慮したバスダイヤの調整、境谷大橋バス停における停留所施設の改善、バス事業者が共通で掲出する乗り場や路線図・時刻表に関する案内板の更新や充実など、複数の交通事業者と行政が協力して、統一した取組を継続して進めております。

その結果、洛西地域から阪急桂駅、JR桂川駅を結ぶバスの運行本数は1日当たり400本を超えるまでになっており、平成28年度の4つのバス事業者の利用者数は、平成21年度に比べ約69万人増加いたしました。

※（バス事業者：4者）京阪京都交通、阪急バス、ヤサカバス、市バス（鉄道事業者：2者）JR西日本、阪急電鉄

② また、平成26年度からは「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」を開催し、10年後のあるべき公共交通の姿の実現に向け、取り組むべき施策の洗い出しと具体化の検討を行いました（平成29年1月報告書取りまとめ）。

③ 引き続き、「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」で得られた知見をいかし、「歩くまち・京都」推進会議で議論を深めるとともに、洛西地域の地域特性を踏まえつつ、アクセスの向上、利便性の向上に向けた取組を進めてまいります。

（平成30年度予算額）

・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進

4,895千円

（次ページに続く）

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	296
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成22年 1月 「「歩くまち・京都」総合交通戦略」の策定 以後、「「歩くまち・京都」推進会議」において 取組の推進(平成29年3月追記・修正)</p> <p>平成26年10月～平成28年9月 「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」の 開催(計8回)</p> <p>平成29年 1月 「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」に よる報告書の取りまとめ</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	297
要 望 内 容	回 答		
297 独立行政法人都市再生機構との今出川堀川UR住宅の土地の貸借契約を更新し、2022年以降も継続すること。	<p>① 独立行政法人都市再生機構（以下、「UR」という。）においては、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づき、人口減少、少子高齢化や住宅セーフティネットとしての役割に対する要請の高まり等を背景とする社会構造や事業環境の変化に適切に対応するため、住み替えに伴う措置を講じるなど居住者の居住の安定に配慮しつつ、住宅ストックの再生・再編を推進しております。</p> <p>今出川堀川UR住宅についても、方針に基づく、住宅ストックの再生・再編の一環として、当該団地の今後について、住民とURとの間で、意見交換が行われていると聞いております。</p>		

要 望 内 容

回 答

298 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。

① 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、これまでの助成事例の情報提供を行うなど、より一層の事業の周知を行うとともに、1件当たりの申請額が上限に満たない場合に、予算の範囲内で弾力的に助成件数を増やすなど、より多くの管理組合が改修を行えるよう努めてまいります。

② 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため、厳しい財政事情、また、公平性の観点からもそれらの改修に対する助成制度を創設することは困難と考えております。

なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。

(平成30年度予算額)

・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成 7,000千円

(経過・これまでの取組等)

平成22年4月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設

平成23年度 予算額を増額 $\left[\begin{array}{ll} \text{平成22年度} & 3,333 \text{千円} \\ \text{平成23年度以降} & 7,000 \text{千円} \end{array} \right]$

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答

NO.

298

要 望 内 容

回 答

<助成件数>

平成22年度 4件

平成23年度 8件

平成24年度 10件

平成25年度 10件

平成26年度 9件

平成27年度 8件

平成28年度 8件

平成29年度 10件 (12月末時点)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	299
要 望 内 容	回 答		
299 都市公園の整備目標（10㎡/人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど公園の整備を促進すること。	① 都市公園の整備については、区画整理事業において公園用地を確保するとともに、公用地の活用などの既存ストックを有効活用する手法について検討し、引き続き公園面積の拡大に努めてまいります。		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	300
要 望 内 容	回 答		
<p>300 市民・観光客に親しまれてきた円山公園については、歴史的な風致景観を生かした再整備となるよう市民合意ですすめること。</p>	<p>① 円山公園の再整備については、国指定の名勝であるため、専門家及び有識者からなる「名勝円山公園再整備検討会」において、平成27年度に策定した「名勝円山公園保存管理計画」に沿った整備内容となるよう議論いただいております。平成29年度からは再整備工事に着手しております。</p> <p>今後も、市民及び観光客が利用しやすい公園となるよう、今後の公園の利活用について、周辺の関係住民等の意見を聴く場を設け、市民の御意見を反映できるよう取り組んでまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・名勝円山公園再整備 145,976千円</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	301
要望内容	回答		
301 廃止された仁和公園の代替公園を設置すること。設置にあたっては、住民合意ですすめること。市民の財産である借地公園の維持管理に努めること。	<p>① 仁和公園の代替公園については、地域住民をはじめ、関係者の御意見を十分に伺いながら、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>② 借地公園については、公園用地をお貸しいただいている土地所有者の御理解をいただきながら、存続、維持管理に取り組んでまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	302
要 望 内 容	回 答		
<p>302 大宮交通公園のリニューアルについては、公園面積を3000㎡縮小とする北消防署移転計画は撤回し、再検討すること。子どもたちに人気のゴーカート等の乗り物等を活用した事業は残すこと。PFI方式は採用しないこと。</p>	<p>① 大宮交通公園のリニューアルについては、平成29年8月の京都市都市緑化審議会の答申に基づき、北消防署の移転を契機として、都市公園の防災機能の強化を図り、安心・安全を守る空間づくりを目指すとともに、常設の自転車安全教育施設の設置に向け、民間活力も活かした整備手法や整備内容の検討を進めてまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大宮交通公園再整備 500千円 		

平成 3 0 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 0 3
要 望 内 容	回 答		
3 0 3 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。	<p>① 都市公園への自動販売機設置は、都市公園の防災機能の向上及び維持管理費用の貴重な財源を確保する取組として実施しております。</p> <p>② 自動販売機設置事業者の公募に当たっては、省エネルギー対応といった環境に配慮した機種であることや、景観に配慮したデザインであることを条件としており、今後も都市公園を美しく保つための財源を確保する取組として実施してまいります。</p>		

平成 3 0 年度予算要望に対する回答		NO.	3 0 4
要 望 内 容	回 答		
3 0 4 公園の定期的な除草など維持管理，街路樹の管理予算を増やすこと。	<p>① 公園，街路樹の維持管理については，厳しい財政状況の中ではありますが，公園の自動販売機設置事業者から支払われる使用料や，街路樹の沿道事業者から募る協賛金等も活用しながら予算の確保に努め，取り組んでまいります。</p> <p>(平成 3 0 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園維持管理 7 9 5, 5 0 9 千円 ・街路樹育成管理 4 6 4, 9 2 3 千円 		

平成 3 0 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	3 0 5
要 望 内 容	回 答		
<p>3 0 5 屋外広告物対策については、引き続きいねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。</p>	<p>① 屋外広告物の規制と指導に当たっては、これまでの取組と同様、市民・事業者に必要な説明と丁寧な助言を行い、理解をいただけるよう、引き続き努めてまいります。</p> <p>② なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減については、これまで条例に基づき是正いただいた事業者との公平性の観点から困難であると考えております。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <p>・ 広告景観づくり推進事業 174,802千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 8 年度 屋外広告物等に関する条例の改正 (許可期間を1年から3年に延長)</p> <p>平成19年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	306
要 望 内 容	回 答		
<p>306 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、対象となる建築物の規模・種類の拡大などを行うこと。</p>	<p>① 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については、届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに、本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした、改正条例を平成27年4月に施行しました。今後とも、良好なまちづくりの推進を図ってまいります。</p>		

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	307
要 望 内 容	回 答		
307 住環境を守るために、住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。	<p>① パチンコ店については、都市計画法による用途地域や風俗営業法による規制等により立地が一定制限されている中、さらに、パチンコ店の立地を規制することは、現行法制度上、非常に難しいため、地区計画による規制等の住民主体の取組に対して、今後も支援を行うとともに、立地可能なエリアにおいても、「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」をはじめとする手続きの中で、住民との意見調整を行うよう、引き続き指導を行ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

308 京都会館建て替え時に新景観政策の尊重を指摘した建築審査会の附言を真摯に受け止めて、建築物の高さ・容積率などの規制を緩和する地区計画は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。

- ① 地区計画による高度地区の高さ規制の適用除外については、新景観政策の実施時から地区の将来像を踏まえた、きめ細やかな高さ設定を行える仕組みとして組み込んだものです。
- ② 今後も、土地利用と景観形成の双方に配慮した新景観政策の考え方や都市計画マスタープランの方針に沿って、必要に応じて地区計画を活用しながら地区の特性に応じた適正な高さや容積率の最高限度の設定を行ってまいります。
- ③ 山ノ内浄水場跡地については、平成22年12月に学識経験者や地元代表者からなる委員会の議論を経て策定した「山ノ内浄水場跡地活用方針」において、本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する活用を図ることとしており、この活用方針に基づき「太秦安井山ノ内地区地区計画」を策定しております。
- ④ 活用方針においては、にぎわいを創出するとともに、緑豊かな潤いのある空間やオープンスペースを確保するため、この地域にふさわしい都市計画条件として、地区計画により、壁面の位置や建ぺい率の制限を定め、建築物の高さの最高限度を見直すこととしており、今後も活用方針に基づき、多様な人の交流によってにぎわいが創出できるよう、新たなまちづくりの拠点整備に取り組んでまいります。

要 望 内 容

回 答

309 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、安全対策を講じること。京都市として「アスベスト台帳」を作成すること。法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を求めること。

- ① 大気汚染防止法では、建築物の解体等を行う際に、アスベストの有無を事前調査し、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示すること、届出の対象となるアスベストが使用されている場合には、事前に届出することが義務付けられております。本市では、届出があった除去作業現場への立入調査を行い、事前調査結果の掲示、同法に基づく作業方法の遵守等を確認するとともに、アスベストの飛散防止について指導を行っているところです。
- ② アスベスト調査台帳については、国からの通知を受け、本市内で吹付けアスベスト等を使用した可能性のある建築物についての情報収集を進め、順次整備を行っているところです。今後も引き続き必要な情報収集を進め、整備を行ってまいります。
- ③ 「レベル3」建材については、騒音規制法等に基づく特定建設作業実施届出時や同届出のあった現場への立入調査時に、建築物等の解体等工事における事前調査の実施状況や調査結果の掲示状況の確認を行うとともに、「レベル3」建材が使用されている建築物等の解体等工事においては、除去の際に湿潤化等を行い、アスベストの飛散防止に努めるよう指導を行っております。
また、完了検査については、届出者から提出される完了報告書に基づき、除去作業が適切に行われたことを確認しているところであり、引き続き、安全対策を講じてまいります。
- ④ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問い合わせ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成22年7月の石綿健康被害救済一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。

(次ページに続く)

平成30年度予算要望に対する回答		NO.	309
要 望 内 容	回 答		
	<p>⑤ 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業については、国の交付金を活用した制度であり、補助制度の継続については、国の動向を注視してまいります。</p> <p>(平成30年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none">・既存建築物に係るデータベースの作成 5,000千円・吹付けアスベスト除去等助成事業 5,540千円		